○　少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成十八年金融庁告示第十四号）

改　正　後	現　　行
（資本金、基金、準備金等の計算） 第二条　保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十一条の五十九第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十九（ただし、少額短期保険業者（法第二条第十七項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。 2～7　（略）	（資本金、基金、準備金等の計算） 第二条　保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十一条の五十九第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十九（ただし、少額短期保険業者（法第二条第十七項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十一項に規定するその他有価証券をいう。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。 2～7　（略）
別表第四 （略） 備考 ・　規則第二百十一条の二十七各号に掲げる資産のうち、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものは除く。	別表第四 （略） 備考 ・　規則第二百十一条の二十七各号に掲げる資産のうち、財務諸表等規則第八条第二十項に規定するものは除く。